

# 貴族社会における星供とその実態

——十世紀から十三世紀の北斗法・尊星王法を中心に——

齋藤 綾

〔要旨〕平安時代において密教や末法思想が盛んになり、信仰というものが高まりつつある中、星信仰および星供も発達した。本稿では十世紀から十三世紀の貴族社会を対象に、星への信仰が貴族にどのような影響を与えていたのかを考察した。また星供として、北斗法と尊星王法に焦点を当て、誰がどのような目的のもとに修していたのか、また貴族社会で星供が選択された背景について、貴族の日記を用いながら検討した。

貴族社会において星信仰が注目された背景として、当時の時代背景が挙げられる。当時の貴族社会は政争に伴う他氏排斥が顕著であり、不安定な時代であった。そのため星によって自らの運命が左右されるという星信仰への注目が一層高まったのである。星信仰が発達するに比例して、星供も貴族社会において発展した。北斗法は十世紀中頃から修されるようになり、十二世紀以降になると勤修形態も変化した。導師は仁和寺僧が中心であり、仁和寺御室宮も導師を勤めていた。つまり皇族や貴族と密接であった仁和寺を通して、貴族社会に北斗法が浸透したのである。一方、尊星王法は十世紀中頃に初見史料が見られて以降、園城寺の秘法により勤修形態の変化は確認されず、導師も園城寺僧が中心であった。また、園城寺と藤原道長創建の法成寺との関係が見られたことから、藤原氏を介して尊星王法が貴族社会に浸透したと考えられる。勤修目的においては、北斗法・尊星王法ともに、臨時的修法と恒例修法が確認され、貴族社会全体で星供が重要な修法として位置づけられていたと言えよう。

以上より、貴族社会において星信仰や星供は、自らの身を守るため、延命を祈るため等の手段の一つとして選択され行われた。特に北斗法や尊星王法は貴族社会全体に浸透するほど、中心祈祷として発展したのである。

〔キーワード〕星信仰・北斗法・仁和寺・尊星王法・園城寺

はじめに

平安時代に最澄や空海による密教や末法思想が盛んになったことを受けて、摂関政治以降においては、仏教への信仰が高まりつつあった。また同時期には天文学や暦により吉凶を占う陰陽道も発達し、人々の強い関心を呼び起こした。その中で密教と陰陽道が直接関わったとされる信仰および修法の一つとして星<sup>①</sup>が挙げられる<sup>②</sup>。

山下克明氏によると、星宿が行われるようになったのは熾盛光法の盛行が一つの契機となったのではないかと考察されている<sup>③</sup>。熾盛光法は円

仁が護国修法として伝えた修法であり、天変消除を主目的に修されたとされる<sup>④</sup>。しかし、本来の目的としては単なる天変一般ではなく、彗星・妖星等が個人の十二宮・二十八宿中の本命宮・本命宿を侵すことから発生する個人の災厄を防ぐことにあった<sup>⑤</sup>。すなわち、護国修法に天皇や貴族個人の運命が星宿に支配されるという信仰が加わることにより、とりわけ天変消除のために勤修されたと考えられよう。熾盛光法は貴族社会における星宿への関心を一層高めたのである。

このように貴族社会の中でも浸透したとされる星宿だが、そもそも星宿とはどのような信仰だったのだろうか。本稿においては星宿という語を星信仰と星供に分類し、「星そのものへの信仰」を星信仰、「息災・増益・延命等のために、北斗七星・九執曜・十二宮・二十八宿等を祀り、これを供養する法会」を星供と定義付けた上で考察を進めていくことにする。

星信仰および星供に関する総括的な研究は武田和昭氏や速水侑氏によって行われている。武田氏によると、星供の記録については古代から中世に亘り、極めて数多く見られるが、時代とともに、かなり変遷していることが把握出来るという<sup>⑥</sup>。しかし、密教諸書による考察だけでなく、古代・中世の日記類等からの考察も必要であることを指摘されている。

また速水氏は、天皇の玉体安穩を祈る国家的修法が盛んであったが、十世紀に入ると私的修法も発達し、星供が盛んに現われると述べられている<sup>⑦</sup>。この私的修法の発展については撰闕体制形成期によるものであることも指摘されており、この星信仰の発展に関しても再度時代背景を確認するとともに、貴族の日記等を通して検討する必要がある。

そこで本稿においては、十世紀から十三世紀にかけての星信仰および星供について考察していく。十世紀から十一世紀にかけては律令体制が

崩壊した後、貴族による撰闕政治や院政が行われた時代である。十二世紀以降は鎌倉幕府を中心とした政治により、武士が台頭する。この貴族社会の全盛期から武家社会の世の中へと移り変わるまでの時代における、貴族社会全体の動向を、貴族の日記等も用いながら着目することで、星信仰や星供が貴族らに与えた影響、さらには貴族社会の中でどれほど認識され重要視していたのか、その実態が見えてくるだろう。また星供に関しては真言宗で主に修された北斗法と天台宗で主に修された尊星王法に焦点を当て、北斗法や尊星王法といった星供がどのように貴族社会に受容され定着したのかを考察したい。これらの勤修事例を史料に基づき明らかにした上で、貴族社会がとりわけ星供を選択した理由を明らかにしていきたい。

## 第一章 貴族社会の星信仰と星供

貴族の日記等を通して、十世紀以降における星への信仰は様々な種類があったことを窺い知ることが出来る。

そこで、本章では星信仰の種類を概観した上で、貴族社会において、なぜ星への信仰が急速に高まってきたのかを検証していきたい。

### 第一節 星信仰と種類

星信仰の種類としては複数確認されるが、本節では特に当年星、本命星、本命元辰星を中心に取り上げ、星信仰の実態を明らかにしたい。

当年星とは、人の年齢により九曜の一つを当て、その一年間その人の運命を支配する星のことをいう<sup>⑧</sup>。『白宝口抄』巻第百五十八「当年星事」<sup>⑨</sup>

によると、一歳は羅睺星、二歳は土曜星のように年齢と九曜が対応し、その星によって一年間の吉凶が分かるということである。また九曜と年齢との関係は九年周期であった。

当年星に関する初見史料は管見の限り、『中右記』永長元年（一〇九六）七月十六日条の「夜月蝕皆既、<sup>時 丑寅</sup>天晴正現、依為当年星致慎一す」という記述である。当時の社会においては、月蝕や日蝕といった天変の際には、自身に悪いことが起こると考えられていた。そのため、一年間を無事に過ごせるよう、当年星の信仰が行われたと推察される。

次に本命星を見ていきたい。人の生年により、北斗七星の一つをその人の属する本命星とし、その星の善悪によってその人の運命の吉凶を自ら定められるという。『覚禪鈔』第六「星宿法」によると、子年は貪狼星、丑年、亥年は巨門星のように、生年の干支によって自身の本命星が決まるといふ。

また、本命星の初見史料は『権記』長保四年（一〇〇二）七月二日条であり、敦康親王のために法橋静昭が本命星を供養したことが記される。その後、藤原道長が本命星祭を行った等の事例が確認されるが、貴族の日記等において本命星への信仰に関する記述は少ない。本命星は人の一生の運命が所属する星だからこそ、日頃から崇められていた星だったのではなからうか。

さらに本命星と併せて信仰されていたものとして、本命元辰星がある。本命元辰星は、本命星の裏星とも理解されていた。『覚禪鈔』第六「星宿法」によると、子年の元辰星は武曲星、丑年の元辰星は破軍星のように、本命星と同じく、本命元辰星も生年によって定められていたことを窺い知ることが出来る。

本命元辰星の初見史料は『村上天皇御記』天徳四年（九六〇）十二月

二十一日条であり、村上天皇が延暦寺において、内供奉十禅師賀静を通じて本命元辰星を供養させたという。しかし、貴族の日記等における本命元辰星に関する記述はほぼ散見されない。本命星の効験を高くするための手段の一つとして、本命星と同様に、本命元辰星も日頃から崇められていた星だったのではなからうか。その中で『覚禪鈔』第六「星宿法」によると、「本命星元神星互施利生、故本命星祈本命、元神星祈官位榮禄病悩憂患之事」と見られる。つまり、本命星と裏星の元辰星がいまっぴら、個人の現世利益を全う出来るとされ、人々の間では重んじられていた星であった。

このように、様々な種類の星信仰が確認されるが、星信仰への発達に大きな役割を果たしたのは、陰陽道と宿曜道である。陰陽道は、六世紀後半に大陸から術数関連の技術が伝来し、日本独自に発達した天文道である。大宝元年（七〇一）の大宝律令の制定により、中務省管下に陰陽・曆・天文・漏刻を扱う陰陽寮が設置されたことは広く知られている。一方で、日本における宿曜道は、平安時代初期において、空海や円仁らの入唐密教僧により、『宿曜経』、『七曜攘災決』などのインド系占星術書が伝えられ、七曜や二十八宿による日の吉凶の知識が広まり、個人の一生涯の運・禍福を支配する本命星・本命宿への信仰が興隆した。その後、天徳元年（九五七）延暦寺僧日延が呉越国から持ち帰ったことをきっかけに、宿曜道が盛んになったとされる。

つまり、宿曜道が発達した十世紀後半を境に、陰陽道と宿曜道が交流したと考えられる。この交流を通して星信仰が急速に発達したことにより、貴族社会の中でも関心が一層高まったのではないかと推測されよう。また、星信仰が発達していた十世紀後半には、星信仰と共にとりわけ密教において星を供養する星供も発達し、貴族社会でも勤修されるように

なったのである。

## 第二節 貴族社会と星供の関わり

十世紀頃から星への信仰、そして星供の勤修が発達し、貴族社会において、星信仰が浸透した時代であったことは先述した通りである。

人々の間で星への信仰が浸透する中、『覚禅鈔』第六「星宿法」によると、本命日および本命宿の定め方に関する相論が起きたという。

応和天皇延長四年丙戌六月二日丁亥御降誕云々、

件本命供時、以丙戌為御本命日、以六月二日柳宿為御本命宿、陰陽所用日也、

以丁亥日為御本日、以星宿為御本命宿、法藏僧都行用日也、

応和元年（九六一）、陰陽家の賀茂保憲と宿曜家と関係を持つ法藏法師が「応和天皇」（村上天皇）の本命日および本命宿をめぐる論争を行ったが、村上天皇は、延長四年（九二六）丙戌の年の六月二日丁亥の日に誕生した。賀茂保憲は、生年の干支である丙戌を本命日とし、本命宿は柳宿であると主張している。一方で、法藏法師は、生日の干支である丁亥を本命日とし、本命宿は星宿であると主張しているのである。その後、両者は勘文の提出を求められることとなる。『阿婆縛抄』巻第四百三十三「星」<sup>(23)</sup>によると、この論争は吉野の日藏法師により裁決が行われ、本命日は賀茂保憲の説、本命宿は法藏法師の説によるべしとされ、以後この判が用いられることになった。<sup>(24)</sup>

この相論が生まれた背景の一つとして、この時期、陰陽道と宿曜道が

ともに発達している過程であったことが挙げられるだろう。すでに九世紀末頃から陰陽師は属星祭や本命祭を行い始め陰陽道は呪術宗教として成立するが、この段階では密教の星宿法は未成立であった。<sup>(25)</sup> また『覚禅鈔』第六「星宿法」に、「陰陽・宿曜二家諍有之、但法藏僧都未知所拠、是不受師説、獨見所致也」とあるように、法藏法師の説にも根拠が知られず、独自の見解が含まれていた。星信仰は陰陽道・宿曜道の交流により発達していくこととなるが、十世紀には本命日や本命宿等の定め方は明確に定義されていなかったのである。そして、星への信仰心ばかりが先行して人々の間で浸透していったということも考えられよう。しかしこの相論を通じて、国家のためでなく個人のための星信仰が浸透していること、星は個人の運命を支配しているという認識が急速に高まっていたことが分かる事例として捉えることが出来よう。

では、なぜ貴族社会において、星信仰が盛んになったのだろうか。天に輝く星だが、時として突然日蝕や彗星が現われることがあり、人々はこのような現象を凶兆または運命だと判断した。つまり空に異変が生じた際は、人間の身にも災厄がふりかかると考えられていた。このような日蝕や彗星といった現象に対し、星に幸運を祈り、あるいは災厄から逃れるために様々なことが行われていたとされ、その手段として、星信仰や星供が浸透したと推測されよう。

さらに、星信仰への関心がより一層深まったとされる九世紀以降の時代背景にも改めて着目したい。この時代は律令制が崩壊し、貴族が台頭していた。皇族に関しては、例えば先の村上天皇における星信仰の場合、村上天皇個人の消災延命を通して体制の安穩を計る政治的・社会的要請が存したものと考えられる。<sup>(26)</sup>

貴族においては、とりわけ藤原氏北家が外戚として皇族との関係を築き、

権力を拡大していた。そのため、藤原氏一族による内紛をはじめ、より権力を握ろうとする貴族たちの間で権力闘争が行われていた。つまり、他氏排斥を繰り返しながら、貴族一人ひとりが権力を握った時代であった。このような不安定な世の中だったからこそ、自ら掴んだ権力を失わないために様々な信仰が急速に発達したと考えられる。

以上のように、貴族社会では神仏にすぎること、自らの身を守っていたのである。その信仰の一つとして捉えられる星信仰や星供は、貴族社会に大きな影響をもたらしたと言える。

## 第二章 北斗法

北斗法とは、息災、特に天変・疫病・天寿等の災いを除くために北斗七星を供養する法のことである。<sup>(27)</sup>本章では、北斗法の勤修形態の変化、導師から見る北斗法と各宗派との関わり、そして北斗法の勤修事例から、北斗法を行う目的について考察していく。以上を踏まえた上で、貴族社会と北斗法の関わりについて明らかにしたい。

### 第一節 北斗法と勤修形態の変化

史料上において、北斗法に関する古い記述として『村上天皇御記』天徳四年（九六〇）十二月十七日条や『日本紀略』応和三年（九六三）六月二十二日条<sup>(28)</sup>が挙げられる。つまり、北斗法が勤修されるようになったのは、十世紀中頃からであると考えられる。

十世紀から十一世紀にかけて貴族社会にも北斗法が浸透し、修されるようになった。そして十二世紀以降になると北斗法の勤修機会が増加し

たこともあり、流派により様々な修法が生成された。

一つは大北斗法と呼ばれる修法である。大北斗法に関しては、仁和寺僧の寛助が始めた<sup>(29)</sup>とされている。『覚禪鈔』第六「星宿法」には、大北斗法に関する記述が見られる。

大阿闍梨大僧正寛助

伴僧廿人、大壇并護摩壇小壇六段也、毎日三時必行之、諸壇共息災

向北<sup>云々</sup>、

支度大阿闍梨一通、七壇料有也、

供物料

大壇護摩<sup>如例御修法、</sup>

六壇供<sup>如例北斗供、壇別七日、三石五斗、</sup>

この記述によると、伴僧は二十人であり、大壇、護摩壇、小壇六段の計八壇にも及ぶことが窺える。修法が発達するに連れ、北斗法の規模がさらに大きくなり、それが大北斗法として発展したのだろう。貴族の日記等においても、大北斗法に関する記述は多く散見され、とりわけ大北斗法は十二世紀に勤修事例が多く確認されることから、十二世紀頃に最盛期を迎えたと考えられる。

この大北斗法と類似した北斗法として、七つの壇場を設ける七壇北斗法と呼ばれる修法がある。『中右記』保安元年（一一二〇）五月二十日条において、「又猶山・三井・東寺相分人々、被行七壇北斗法云々」とあり、七壇北斗法に関する事例が確認される。この記述より、山門、三井寺、東寺それぞれの僧侶が一緒に七壇北斗法を勤修したということ窺い知ることが出来る。この事例に関しては、公家の祈りのため、東寺

僧三人、延暦寺を中心とする山門派僧二人、三井寺を中心とする寺門派僧二人の計七人で七壇北斗法を勤修したのである。<sup>31)</sup>このように三門が一体となって勤修していたということこそ、七壇北斗法の特徴であると考えられる。

しかし、全ての七壇北斗法が三門一体で勤修したということではない。実際に、三門一体で七壇北斗法を勤修したとされる事例は、数件確認される程度である。そのため、三門が積極的に一所での勤修を望んだとは考え難い。<sup>32)</sup>ここから、願主である貴族側が寺院社会に対して三門一体となった七壇北斗法の勤修を求めていたと考えられる。貴族社会で仏教への信仰が深まる中、貴族らは一つの宗派を特定せず、様々な宗派と関係を築いていたことが推測されよう。

さらに如法北斗法と呼ばれる修法も確認される。『覚禪鈔』第六「星宿法」において、如法北斗法に関する記述が見られる。

大阿闍梨大僧都兼法務寛信、時律師

天承元年五月二日、於白河御所、鳥羽院御祈被修、

今法一七ヶ日云々

伴僧十二口、

不用六壇小供、聖天十二天壇有之、如法御修作法也、

蠟燭供大壇計居之、護摩壇不居之、

結願五月九日

右の史料は、勧修寺僧の寛信が如法北斗法を勤修したとされる記述である。六壇小供を用いず、如法北斗法の特徴でもある聖天壇、十二天壇が使用されていたという。また如法北斗法は、大北斗法、七壇北斗法と

比べると発達した時期が遅く、史料上における勤修事例も少ない。しかし、導師に着目した際、無動寺<sup>33)</sup>の僧侶も如法北斗法を勤修したことを窺い知ることが出来る。つまり、如法北斗法は主に勧修寺や無動寺といった特定の寺院の間で勤修されていた修法であり、広く勤修されることが無かったのではないかと考えられる。

以上のように、十世紀中頃から勤修されるようになった北斗法は、十二世紀以降にさらに発展し、大北斗法、七壇北斗法、如法北斗法と進化を遂げながら、後世においても勤修され続けたのである。

## 第二節 仁和寺と北斗法の関わり

貴族社会において北斗法が勤修されるようになる中、貴族の祈祷は、言うまでもなく僧侶によって修されていた。つまり、貴族は願主であり、導師は僧侶が勤めるということになる。では、北斗法の場合、貴族らはどうのような流派の僧侶に勤修を頼んでいたのだろうか。

北斗法が勤修され始めた頃は、導師として園城寺僧である余慶や千算といった僧侶の名が見られる。<sup>34)</sup>その中で、まず注目したい時代は、一一〇年代から一一二〇年代にかけてである。この時期においては、寛助によって、数回にわたり北斗法が勤修されていることが分かる。<sup>35)</sup>寛助とは、東寺長者および仁和寺別当をはじめ、東大寺、広隆寺、円教寺等の別当を歴任した仁和寺成就院の僧侶である。<sup>36)</sup>また先述したように、大北斗法を始めたのは、寛助とされている。『白宝口抄』巻百五十九「北斗法第五」<sup>37)</sup>には、大北斗法に関する記述が確認され、その中には、「凡此法行儀非大師相伝、祖師成就院依白河院仰、始廻今案所被修也、自爾以降門徒相承于今奉修者也云々」とある。この記述から、大北斗法は空

海相伝の法ではなく、白河院の命を受けて、寛助が今案をめぐらして勤修したものであるということが窺える。<sup>(38)</sup>そして寛助が行っていた修法は、その門徒や弟子によって相承された。

実際に十二世紀中頃には、寛助に続いて、永厳や寛任等が北斗法を修していることを、窺い知ることが出来る。<sup>(39)</sup>永厳とは寛助に入門し、後に仁和寺保寿院を建立した僧侶である。<sup>(40)</sup>そして寛任は寛助の付法の弟子であり、後に仁和寺内に建立された威徳寺の僧侶となった。<sup>(41)</sup>また他に見られる信証や寛遍といった僧侶も、寛助から伝法灌頂を受けたとされる。<sup>(42)</sup>このように、寛助によって大北斗法が始められたのをきっかけに、北斗法は仁和寺僧を中心に相承されたのである。

さらに『長秋記』長承元年（一一三二）六月一日条より、導師として北斗法を修した覚法法親王をはじめ、十二世紀中頃から十三世紀中頃にかけては、守覚法親王や道法法親王、道助法親王などといった仁和寺御室宮も北斗法を修している。<sup>(44)</sup>

以上のことから、十二世紀に入ると、仁和寺僧が中心となり導師を勤め、北斗法を勤修していたことを窺い知ることが出来る。一方、先述したように、七壇北斗法では三門一体となった勤修も行われていた。そのため、全ての北斗法が仁和寺僧によって勤修されていたということはなく、他の宗派の僧侶も北斗法を修していたことも、改めて確認しておきたい。

十三世紀に入ると、慈鎮や慈源といった僧侶が導師を勤め、北斗法を勤修したという記述が多く見られるようになる。<sup>(45)</sup>これらは天台宗の無動寺検校に任せられた僧侶たちである。<sup>(46)</sup>先述した通り、如法北斗法が無動寺で勤修されるようになるとともに、北斗法そのものも、天台宗において勤修された。つまり、十二世紀にかけて仁和寺僧によって相承されて

きた北斗法は、十三世紀以降には無動寺をはじめとする天台宗においても相承されるようになったのである。そのため、北斗法は衰退することなく、後世へと語り継がれたのであろう。

しかしながら、その相承の主流はあくまで仁和寺僧であることは間違いない。では、なぜ仁和寺僧を中心に北斗法が相承されたのだろうか。仁和寺は、光孝天皇の御願により造営が始められ、宇多天皇の仁和四年（八八八）八月に金堂の落慶供養が、真然を導師として行われ、年号により仁和寺と名付けられた。<sup>(47)</sup>その後、宇多天皇は寛平九年（八九七）に譲位し、後に出家をしたことから仁和寺第一世宇多法皇となった。その後も仁和寺では皇族出身者が代々御室宮を務めていた。このように仁和寺は皇族・貴族社会と密接な関係があったことから、北斗法は仁和寺を中心に相承されたのではないかと推察される。

### 第三節 貴族社会における北斗法の勤修

北斗法は貴族の日記等を通して勤修事例が広く確認されることから、貴族にとって重要な修法であったのではないかと考えられる。

『覚禅鈔』第六「北斗法」に記述されている北斗法の祭文には、「若非常可有災難病、口舌障難、失火、盜賊、一切不祥者、未然消除、安穩快樂、守助願給、增長福寿円満善願、興隆佛法、利益群生之願」とあり、一切の不祥を未然に消除して、安穩・快樂の願いを守るといふ。つまり、すべての生き物の利益を願うことこそが北斗法を勤修する目的であるとされ、個人の息災・延命・増益を願うためには欠かせない法会だったのである。

ところで、貴族たちは具体的にどのような目的を持って北斗法を勤修

していたのだろうか。本節では貴族の日記等を中心に、北斗法が勤修される詳細な目的について明らかにしていきたい。

## (一) 臨時的修法

北斗法は臨時的修法として勤修される場合が多かった。そこで、臨時的に勤修する際の勤修目的について順に取り上げていくこととする。

『小右記』長和三年(一〇一四)十二月二十一日条によると、「叡義師自今日七今日、奉為主上奉供北斗中略是皇后命也」とあり、皇后である藤原成子の命によって時の天皇である三条天皇のために北斗法が勤修されたことが分かる。北斗法では天皇のため、法皇らの皇族のために勤修したという事例が幾つか確認されるものの、どのような目的の元に天皇や法皇のために勤修されたのかは明らかでない。しかし北斗法は息災や延命、増益のための修法である。よって、天皇をはじめとする皇族の息災等をはじめとする目的で修されていた可能性が高いのではなかろうか。

次に『吾妻鏡』嘉祿二年(一二二六)二月五日条は、「被行天変御祈、七曜供法眼珍譽、北斗供法橋珍瑜」とある。ここから、天変があったことにより、幕府が北斗法を勤修したことが分かる。突然日蝕や彗星が現われたとき、人々はこのような現象を凶兆または運命だと考えていたことは、前章において指摘した通りである。そのため凶兆から逃れるためにも、天変があった際は時として北斗法が勤修されたと考えられる。

人々は天変があると凶兆だと考えるように、普段の生活に異変が生じた際も物忌といった不快なものとして捉えられていた。それらを取り除くために様々な祈禱が修されるが、北斗法もその一つとして勤修される場合があった。『殿暦』永久五年(一一一七)十二月二十九日条による

と「去十一日鹿怪異料也、女房〔案部子〕北斗供七壇始之」とあり、同年十二月十一日に門外に鹿が死んでいたことから、怪異として北斗法が勤修されたのだろう。平安京という都市に暮らす都市住民である平安貴族にとつて、鹿というのは、犬や牛ほどには見慣れた動物ではなく、鹿が天皇の居所である内裏に侵入するようなことがあれば、そこだけでなく平安貴族の私宅においても、怪異が取り沙汰されることになったという<sup>48)</sup>。とりわけ鹿の出没だけでなく、鹿の死が重なったことにより、怪異という認識をさらに強くした出来事であったと考えられる。このような怪異の際に北斗法が勤修された事実<sup>49)</sup>は、北斗法が貴族社会に浸透するとともに、怪異から身を守る重要な修法として認識されていたのではなかろうか。

さらに『吾妻鏡』建長四年(一二五二)七月二十八日条には、「相州〔北条時頼〕被修北斗供、是室家懷妊御祈也」とある。北条時頼が毛利季光の娘とされる室の平産を祈るために北斗法を勤修したのである。御産に関しての勤修事例は広く散見され、注目すべき勤修目的である。御産は母子共に死という危険が伴う。安産祈願を目的として、不動供や薬師法等といった様々な法会が勤修されるが、その一つとして北斗法も他の修法とともに勤修されていたのである。

以上を踏まえると、貴族社会においては、皇族のため、また天変や怪異を感じた際、さらには御産といった際に、臨時的修法として北斗法を勤修していたのではないかと推察される。すなわち、国家的修法としてではなく、主に私的修法として北斗法が勤修されていたのである。とりわけ、これらの勤修事例を通じて、速水氏が既に指摘されたように、北斗法が勤修され始めた十世紀頃に私的修法が発達してきたということも考察されよう。

また前節において言及したように、北斗法を多く勤修している仁和寺



と貴族社会には密接した関係があった。そのため大事小事に関わらず、仁和寺僧を導師とした貴族による北斗法が幅広く勤修されたと考えられよう。

## (二) 恒例修法

一方で、北斗法は全てが臨時的な目的によって勤修されていた法会と  
いうことではない。『岡屋関白記』においては寛元四年(一二四六)から  
建長三年(一二五一)にかけて、北斗法を恒例修法として勤修してい  
たということを窺い知ることが出来る。例えば建長二年(一二五〇)四  
月二十一日条には、「今日始行北斗供并十一面供、北斗今月七個日可行也、  
円順法印於南廊行之」という記述が見られる。「北斗今月分」とあるよ  
うに、北斗法を毎月勤修していたのである。他にも、『岡屋関白記』内  
では十件程「北斗今月分」等の記述が確認される。願主に関しては、『岡  
屋関白記』の著者である近衛兼経であると考えられる。残念ながら、勤  
修目的については明記されていないが、この時期は近衛兼経が後深草天  
皇の摂政であったことから、自らの地位を守るために北斗法を勤修し  
ていた可能性が指摘できよう。いずれにせよ、北斗法が恒例修法として  
勤修されたことは確かであり、毎月勤修されるほど重要な修法として位  
置付けられていたと推察される。

以上、北斗法は臨時的修法が一般的ではあったが、十三世紀中頃には  
恒例修法としても北斗法が勤修された。貴族社会の中において、北斗法  
は特定した勤修目的があったわけではなく、幅広い目的を持って修され  
ていたのである。

## 第三章 尊星王法

星供としては、真言宗では主に北斗法を修し、増益や延命目的で祈祷  
していた。一方で天台宗においては、尊星王法と呼ばれる修法が貴族社  
会で発達し修されていた。

そこで本章では、尊星王法の実態と勤修形態の変化、導師に着目した  
尊星王法と天台宗との関わり、さらに貴族の日記等から見る勤修目的に  
ついて、それぞれ検証していきたい。その上で、北斗法と同様に貴族社  
会と尊星王法の関わりを明らかにしていきたい。

### 第一節 尊星王法と勤修形態の変化

はじめに、尊星王法の勤修の実態について見ていきたい。『園城寺伝記』  
一之二(30)によると、「顕尊星王尊儀之條分明者也、依之大師伝尊星王法、  
御帰朝之時、為守此法、来本朝給」とあり、尊星王法は智証大師が学ん  
で持ち帰ったものとされる。また『阿婆縛抄』巻第四百四十四「妙見」に  
は、「此法三井寺秘法也、尊星王法是也、但彼秘書一結持之、彼行儀非  
真言家所為、以陰陽家作法、為依馮敷」という記述が見られる。三井寺  
は園城寺とも称され、天台宗門派総本山で、長等山三井寺と号す寺院  
である(31)。以下、本稿においては園城寺と記す。すなわち、尊星王法は  
園城寺の秘法であり、真言家の所為ではなく、陰陽家の作法を抛り所と  
するものであった。

また同書には、「北辰妙見也、又云尊星王是也」という記述も確認され、  
北辰は妙見であり、また尊星王とも呼ばれていた(32)。すなわち、尊星王法

の本尊は妙見菩薩であった。妙見菩薩とは、尊星王、或いは妙見尊星王とも称し、国土を擁護して災を消し、敵を却け、又人の福寿を増益する菩薩である。さらに『秘鈔問答』第十二「妙見」によると、以下の記述が見られる。

大理趣房寂円云、智証尊星王者妙見也、即北辰也、北辰者七星軸星也、北斗諸北辰上如蓋是也、論実皆総北斗也、常喜院云、宝心阿闍梨云、三井云尊星王<sup>ト</sup>、東寺云妙見也<sup>云々</sup>、当流口伝云、妙見北辰一法也、北斗法又同之、

ここからも、「尊星王」は東密でいう「妙見」と同じものであり、「妙見」と「北辰」も同じものであることを窺い知ることが出来る。とりわけ「北斗法又同之」とあり、前章で取り上げた北斗法が北斗七星を供養する法会であったことから、尊星王法と北斗法は宗派の相違が生じるものの、ほぼ同一の修法として考えられるだろう。

さて、北斗法は時代の変遷により大北斗法等の勤修形態の変化が見られたが、尊星王法もこのような勤修形態の変化はあったのだろうか。

史料上における尊星王法の初見は『天台座主記』天慶八年(九四五)五月十一日条である。ここには「第十四権律師義海 同年五月十一日、始行尊星王大法、御願成就、故賜年分度者十二人」とあり、延暦寺僧である義海が尊星王法を修したことが分かる。また同条においては「大法」と記述されており、十世紀には特に重んじられる大規模な法会であったことも考察されよう。そして十一世紀以降の貴族の日記等によると、「尊星王」や「尊星王法」、「尊星王供」と表記されることが一般であったとされ、史料からは修法が発展したと窺い知ることが難しい。

尊星王法の勤修形態の変化が確認されない理由の一つとして、やはり尊星王法が園城寺の秘法であったことが挙げられる。園城寺の秘法として勤修形態が伝来した当初のまま保持され後世に相承されたと考えられよう。

## 第二節 園城寺と尊星王法の関わり

前節において、尊星王法は園城寺の秘法であったことを指摘したが、実際に尊星王法はどのような僧侶によって勤修されていたのだろうか。

尊星王法の初見史料に見える導師は山門派僧の義海であった。<sup>(58)</sup>その後、十一世紀から十三世紀中頃にかけて尊星王法の導師を勤めた僧侶として、行円、<sup>(59)</sup>文円、<sup>(60)</sup>隆明、<sup>(61)</sup>良意、<sup>(62)</sup>行勝、<sup>(63)</sup>懐譽、<sup>(64)</sup>覚猷、<sup>(65)</sup>真円等が挙げられる。

『寺門伝記補録』<sup>(67)</sup>より、行円、隆明、良意、行勝、懐譽、覚猷、真円は園城寺僧であったことが分かる。一方、文円に関しては『小右記』治安三年(一〇二三)九月二十一日条より、普門寺僧であったとされる。普門寺は藤原文範の発願により、その息子明肇を開基として草創し、天台宗寺門派に属した。<sup>(68)</sup>すなわち文円も寺門派であったと考えられる。

さらに十三世紀中頃以降は、円浄や円助を中心に尊星王法を勤修していた。<sup>(69)</sup>『寺門伝記補録』より、いずれも園城寺僧である。またこの時代においても真言僧が尊星王法を勤修したという記述は確認されないことから、<sup>(70)</sup>長年に亘って尊星王法は園城寺僧によってのみ相承されていたことが推察される。

しかし、十世紀から十三世紀の勤修事例において、数例ではあるが園城寺以外にも寺門派普門寺僧や山門派僧による尊星王法の勤修が確認されたことから、<sup>(71)</sup>園城寺の秘法として相承されながらも寺門派寺院や天台

寺院にも相伝し、勤修されていたと考察されよう。

ところで円浄は園城寺僧でありながら、尊星王法と北斗法をともに勤修していたこととなる。すなわち、ほぼ同一である二つの修法を使い分けて勤修していたということが推測され、尊星王法は北斗法そのものと交わることなく、園城寺を中心に相承されていた修法であったと言える。

さて、前章において仁和寺では皇族出身者が代々門跡を務めていたことにより貴族社会との関係が生まれ、北斗法が浸透したと考察した。

一方で、貴族社会において尊星王法はどのように浸透したのだろうか。また、願主による北斗法との使い分けは行われていたのだろうか。

そこで「法成寺」において尊星王法が勤修されているということに注目したい。『殿暦』には、嘉承元年（一一〇六）七月十三日条の「尊星王供養於法成寺有此事」や嘉承二年（一一〇七）十月三十日条の「於法成寺始尊星王法」とあり、法成寺で尊星王供を勤修していたことが分かる。法成寺は藤原道長が建立した寺院として知られている。この法成寺が園城寺との関係を持っていたことが分かる記述として、『中右記』康和四年（一一〇二）五月九日条が挙げられる。ここには「抑法成寺入道（藤原道長）殿建立此寺、執行長吏定基・心誉・永円・明尊・覚円・静円・静覚・又覚円（已上皆一井寺人也）」と、法成寺長吏補任の次第が記述されており、法成寺建立時の執行長吏は園城寺僧であったことが分かる。法成寺と園城寺には関係があったことが明らかであることから、園城寺は藤原氏を中心とした貴族社会との関わりがあったのではないかと推測される。また勤修場所に関しては明らかではないが、願主に注目すると、藤原忠実が願主として尊星王法を勤修したとされる事例が数件確認される。そのため、藤原北家をはじめとする藤原氏一族が園城寺との関係を築き、その際に藤

原氏は尊星王法の導師を園城寺僧に依頼することによって、尊星王法が貴族社会に浸透したと考えられよう。

また、松本郁代氏によると、興福寺南円堂に祀られた藤原氏の守護仏である不空羅索観音の存在は、平安時代後半以降、藤原摂関家に関わる御修法に結びつけられ、寺門派の尊星王法に関連づけられるという<sup>72</sup>。ここから、藤原氏と尊星王法との関係が密接であることが分かる。また不空羅索観音と尊星王について検討をさらに加えることで、藤原氏と尊星王法の関係をより明らかにすることが出来る。

さらに尊星王法の記述が確認された十一世紀初頭には、三条天皇や後一条天皇といった皇族も尊星王法を修している<sup>73</sup>。園城寺と皇族は、長元三年（一一〇三）村上天皇の皇孫永円を長吏に補せられる等<sup>74</sup>といった関わりはあるものの、北斗法を修していた仁和寺と比較すると、その関係は強固なものであったとは考え難い。しかし、三条天皇の在位中は藤原道長の全盛期に当たる他、後一条天皇は藤原道長・頼通を摂政にする等、藤原氏を外戚とした政治が盛んであった。すなわち、外戚である藤原氏を通して園城寺の秘法である尊星王法が皇族にも浸透し、より一層貴族社会全体で尊星王法が勤修されるようになったと推察されよう。

なお、北斗法と尊星王法の願主を比較した際、どちらの修法も勤修している事例が多く、願主による修法の使い分けが存在したかに関しては今のところ明らかではない。

ところで、植野加代子氏は尊星王法が園城寺の秘法となった理由について指摘されている。植野氏によると、五壇法が園城寺の秘法であったことに触れ、このあらゆる効能がある五壇法という秘法と尊星王法を同時に修することによって、尊星王法も園城寺の秘法となっていたのではないかと述べられている<sup>75</sup>。確かに、尊星王法と五壇法を同時に修した

事例は六例確認されるが、五壇法が園城寺の秘法であったことにより尊星王法も秘法となったという点に関しては、さらなる検討が必要であるのではなからうか。導師の所属による検証から、尊星王法は九世紀以降に智証大師が持ち帰った後、園城寺の秘法として園城寺僧を中心に相伝されていたことが明らかになった。しかし、延暦寺や普門寺といった天台宗寺院にも修法が浸透し相承されていたことにより、後世に亘って完全に秘法化することは無かった。すなわち、尊星王法は智証大師が持ち帰り、寺門派を中心として代々相承されたに過ぎないのである。

### 第三節 貴族社会における尊星王法の勤修

尊星王法においても、貴族の日記等を通じて多くの勤修事例を確認することが出来る。

『園城寺伝記』三之四「新羅明神在尊星王事」には、「除死定生、滅罪増福、延寿除灾疢、風雨順時、穀禾豊熟、疫氣消除」とあり、死を除くことや福を増やすこと、寿命を延ばすことが、尊星王法の供養する目的であると窺い知ることが出来るよう。

では、貴族社会において尊星王法はどのような目的で勤修されていたのだろうか。本節では、貴族の日記等を通じて尊星王法が勤修された目的について検証していきたい。

#### (一) 臨時的修法

尊星王法においても臨時的に勤修されることが多かったことから、その祈祷内容を順に取り上げていくこととする。

『殿暦』嘉承元年(一一〇六)七月六日条において、「自昨日行勝僧都

主上御祈尊星王御修法を被行」とある。「主上」である堀河天皇は不例、すなわち病氣であった。<sup>(7)</sup>そのため七月五日に麗景殿において、堀河天皇の不例のために、尊星王法が修されたのである。天皇をはじめとする皇族らの不例の際、病氣平癒を目的として尊星王法を勤修することは、一般的であったと考えられる。

一方で不例の記述が見られたとしても、その内容は先のような病氣だけとは限らない。『殿暦』天永三年(一一一二)七月二十四日条には「女房不例故也、依院仰余有他屋、女房料大般若誦經初之、又仏三体愛染王・尊星王・千手観音初之」と見られ、先の事例と同様に藤原忠実の妻である源師子の不例によつて尊星王法を修したことが分かる。しかし「他屋」の記述が見られることから、この不例は病氣ではなく、月経による勤修であったと推察される。当時の社会において、月経は穢れとして認識されていたことは周知の通りである。女性貴族の不例のために尊星王法が修されたという記述は複数確認されるが、その背景としては病氣平癒とともに先のような穢れを取り除き、延命を祈ることも関係していたのである。

ところで、御産により北斗法が修されていたことは先述した通りである。一方、尊星王法も御産のために修したとされる記述を、史料より複数確認することが出来る。『三井統灯記』巻第九の寛元元年(一一二四)六月九日条においては「祈中宮御産、円浄修尊星王法於禁中、伴僧廿口、隆弁・房海等、翌日御誕生草院、身後深、仍結願退散了」とあり、「中宮」(大宮院 西園寺姞子)の御産のため、円浄によつて尊星王法が修されたことを窺い知ることが出来る。このように御産のために尊星王法が修されていたが、北斗法と同様に他の修法と同時に勤修されることもあった。<sup>(8)</sup>

また数例ではあるが、怪異の際にも尊星王法が勤修された。『殿暦』

天仁元年（一一〇八）四月二十二日条によると、「今日公家有御祈等、余承行、公家神事故也、御修法三壇、尊星王・愛染王・大威徳等也、諸社同有御祈八幡・賀茂・春日等也、僧各籠候、件等御祈、此間夢想不静上、諸社怪異屢多、仍所祈請也」と見られ、諸社の怪異によって、藤原忠実が尊星王法等を修したということが分かる。「諸社怪異」としては賀茂上社の「木折」や、河合社や住吉社の「狐鳴」といったことを指していると考えられる。<sup>(80)</sup>このような怪異は凶事の予兆と考えられていたことから、その凶事に備える手段として尊星王法が修されていたのであろう。

以上より、尊星王法は重要修法の一つであるという共通の認識のもと、不例や御産、怪異といった幅広い目的を持って勤修された修法であったと言える。

## （二）恒例修法

尊星王法は臨時的に修されることが多かった一方、尊星王法においても恒例修法として勤修する場合があったと考えられる記述も散見される。例えば『小右記』治安三年（一一〇三）五月二十八日条によると、

「従今日六日奉供尊星王、去年冬、当年奉料、阿とあり「去年冬・当年春季」という記述が見られる。他にも『小右記』には「二季夏・秋」や「当季」といった記述が十二件確認され、一年に季節毎の四回（春季、夏季、秋季、冬季）に分けて尊星王法が修されていたことが確認できる。また一季三ヶ日の勤修であり、二季の場合は連続で六ヶ日勤修していたことも分かる。

しかし、『小右記』以外の貴族の日記等において「当季」等といった恒例修法と読み取ることが出来る記述はほとんど見られない。すなわち恒例修法を長年に亘って勤修されたとは考え難く、尊星王法は臨時的修

法を中心に勤修された修法であると推察される。『小右記』の事例の場合、願主が記されていなかったため、その実態を明らかにすることは難しいが、著者である藤原実資が独自に尊星王法を勤修し、「除死定生」や「延寿除灾釭」の目的のもと、定期的に祈祷していたということも考えられるよう。

以上を踏まえ、臨時的修法の他にも恒例的修法として勤修されることもあり、北斗法と同様に重要な修法として位置付けられていたと言える。

## おわりに

本稿では、十世紀から十三世紀にかけての星信仰および星供と貴族社会における関わりについて検討してきたが、最後に本稿の成果をまとめながら、星信仰や星供が貴族社会においてどのように受容され定着したのか、また貴族社会がとりわけ星供を選択した理由について再度考察したい。

まず貴族社会において星信仰が浸透した背景としては、十世紀から十三世紀にかけての時代的背景が大きく影響したのではないかと言及した。律令体制が崩壊し摂関体制期に突入した時代だからこそ、貴族らの他氏排斥が行われ、自らの身を守るために信仰が普及した。その一つとして、星によって自らの運命が左右されるといふ星信仰への注目が一層高まったのであろう。

真言宗で勤修された北斗法では、十世紀後半に初見史料が確認されて以降、大北斗法、七壇北斗法、如法北斗法といった勤修形態の変化が生じていた。また導師に着目した際、特定の門流による独占があったとい

うことではないが、仁和寺僧を中心に相承されていた修法であったと指摘した。勤修目的は、皇族のため、天変、怪異、御産といった際に臨時的修法として勤修されていた。一方で「北斗今月分」とあったように、恒例修法としても勤修された。すなわち、北斗法は自らの身を守るための重要な修法として、貴族社会全体へと浸透しながら後世へと相承される重要な修法であったと明らかになった。

天台宗で勤修された尊星王法は、十世紀中頃に初見史料が確認された以降、勤修形態の変化は見られなかった。その背景として、尊星王法が園城寺の秘法であったことを指摘した。また導師に着目した際、園城寺僧を中心に相承されていたことが明らかであった。その中で、園城寺と法成寺との関係が明らかになったことから、尊星王法は藤原氏一族と園城寺の関係により浸透し、その後貴族社会全体へと広まったのではないかと言及した。勤修目的では、不例や御産、怪異の際に臨時的修法として勤修することが多かった一方、「当季」や「二季」のような恒例修法としても勤修していた。すなわち尊星王法も自らの身を守るための重要な修法として認識されていたと言えよう。

以上、陰陽道と宿曜道の交流と比例して星信仰の需要が高まったからこそ、星供も急速に発達したと推察される。また当時の時代観も踏まえ、災厄を除き人々の延命を祈るため、また自らの身を守るための手段の一つとして貴族社会では星供が選択されたのではなからうか。とりわけ仁和寺と関わりのある北斗法や園城寺の秘法である尊星王法は共に貴族社会と密接な関係にあった。これらの修法は真言宗および天台宗における星供の中心祈祷として発展し、身を守ることを中心とした勤修目的をはじめ、重要修法として後世へと相承されたのである。

## 註

- (1) ほし。地球上の恒星、その見かけの集団。宿は、古く中国で天球を三垣二八宿に区分したことに由来する(『日本国語大辞典』)。
- (2) 山下克明氏『平安時代陰陽道史研究』(思文閣出版、二〇一五年)、一二三頁。
- (3) 山下氏註(2) 前掲書、一二四頁。
- (4) 速水侑氏『平安貴族社会と仏教』(吉川弘文館、一九七五年)、二二頁、四五頁。
- (5) 山下氏註(2) 前掲書、一二四頁。
- (6) 速水氏註(4) 前掲書、四五頁。
- (7) 武田和昭氏『星曼荼羅の研究』(法蔵館、一九九五年)、二六三頁。
- (8) 速水氏註(4) 前掲書、五一頁、五三頁。
- (9) 日・月・火・水・木・金・土の七曜星に、羅睺(らご) 星と計都(けいと) 星を加えたもの(『日本国語大辞典』)。
- (10) 『密教大辞典』
- (11) 『大正新脩大蔵経』(以下『大蔵経』) 図像部第七卷、三二四頁中段・下段。
- (12) 『密教大辞典』
- (13) 『大日本仏教全書』五〇冊(仏教刊行会、一九一四年)。
- (14) 『御堂関白記』寛弘元年(二〇〇四) 八月十四日条。
- (15) 速水侑氏『呪術宗教の世界―密教修法の歴史―』(塙書房、一九八七年)、八八頁。
- (16) 武田氏註(7) 前掲書、二四一頁。
- (17) 増補『史料大成』刊行会編『増補史料大成』第一卷(歴代宸記)(臨川書店、一九八二年)、一二五頁。
- (18) 速水氏註(15) 前掲書、八八頁。
- (19) 速水氏註(15) 前掲書、八九頁。
- (20) 山下克明氏『陰陽道の発見』(日本放送出版協会、二〇一〇年)、四二頁。
- (21) 『国史大辞典』
- (22) 速水氏註(15) 前掲書、八二頁。
- (23) 『大日本仏教全書』第四〇冊(仏書刊行会、一九一四年)、二二二三頁下段。
- (24) 山下克明氏『宿曜道の形成と展開』(古代学協会編『後期撰関時代史の研究』吉川弘文館、一九九〇年)、四九五―四九六頁。

- (25) 山下氏註(2) 前掲書、一二四頁。
- (26) 山下氏註(24) 前掲書、四九六頁。
- (27) 『密教大辞典』
- (28) 註(17) 前掲史料、一二五頁。
- (29) 『国史大系』第十一卷(吉川弘文館、一九六五年)、九〇頁。
- (30) 『覚禅鈔』第六「星宿法」、二〇二頁下段。
- (31) 『大日本史料』(以下『大史』)第三編之二十四、三三六頁。
- (32) 西弥生氏『中世密教寺院と修法』(勉誠出版、二〇〇八年)、一〇三頁。
- (33) 大津市坂本本町の比叡山東塔無動寺谷にある(『国史大辞典』)。
- (34) 『大史』第一編之二十、一六頁、『左経記』万寿三年(一〇二六)十一月二日条。
- (35) 『東寺長者補任』天永元年(一一一〇)正月十日条(『続々群書類従』第二史伝部)。  
以降、『東寺長者補任』を中心に、寛助が導師を勤めたとされる記述が十数件  
確認される。
- (36) 『仁和寺諸院家記』(『群書類従』第四輯卷第五十九)。
- (37) 『大藏経』圖像部第七卷、三一九頁下段。
- (38) 西氏註(32) 前掲書、一〇〇頁。
- (39) 『東寺長者補任』久安元年(一一四五)二月二十一日条、久安五年(一一四九)  
二月十八日条他。
- (40) 註(36) 前掲史料。
- (41) 註(36) 前掲史料。
- (42) 『東寺長者補任』長承元年(一一三三)正月十七日条、長寛元年(一一六三)  
八月二十七日条。
- (43) 註(36) 前掲史料。
- (44) 『仁和寺御伝』「喜多院御室」承安二年(一一七二)七月二十三日条、「後高野  
御室」建暦元年(一一二二)四月二十九日条、「光台院御室」建保五年(一一二七)  
七月十三日条(『群書類従』第五輯卷第六十七)。
- (45) 『門業記』卷第二百二十八「門主行状一」(『大藏経』圖像部第十二卷)、二四一頁  
上段、二四八頁中段他。
- (46) 『無動寺檢校次第』(『続群書類従』第四輯卷第九十四)。
- (47) 『国史大辞典』
- (48) 繁田信一氏『陰陽師 安倍晴明と蘆屋道満』(中央公論新社、二〇〇六年)、  
四〇頁。
- (49) 『御産部類記』下 十二「安徳天皇」治承二年(一一七八)六月二十八日条(『國  
書寮叢刊』宮内庁書陵部、一九八二年)。
- (50) 『大日本仏教全書』第二七冊(仏書刊行会、一九二五年)、七頁。
- (51) 円珍 八一四—八九一。台密第六祖・天台宗寺門派開祖。諡号智証大師。(『密  
教大辞典』)。
- (52) 『大日本仏教全書』第四〇冊(仏書刊行会、一九二四年)、二二二五頁。
- (53) 『密教大辞典』
- (54) 植野加代子氏「尊星王法における信仰―『殿暦』にみられる祈願を中心に―」  
(『御影史学論集』三八(横田健一先生追悼号) 御影史学研究会、二〇一三年)、  
一〇七頁。
- (55) 望月信亨氏『望月佛教大辞典』(世界聖典刊行協会、一九五四年)。
- (56) 『大藏経』統諸宗部七九、四九五頁中段・下段。
- (57) 『大史』第一編之八、四六一頁。
- (58) 註(57) 前掲史料。
- (59) 『左経記』万寿三年(一〇二六)十一月九日条。
- (60) 『小右記』治安三年(一〇三三)五月二十八日条他。
- (61) 『大史』第三編之七、八四頁。
- (62) 『後二条師通記』寛治六年(一〇九二)二月二十九日条。
- (63) 『殿暦』長治二年(一一〇五)八月五日条他。
- (64) 『殿暦』嘉承元年(一一〇六)四月二十九日条他。
- (65) 『殿暦』元永元年(一一一八)七月二日条。
- (66) 『三井統灯記』卷第九 建久六年(一一九五)七月二十六日条(『大日本仏教全書』  
一一一冊、潮書房、一九三二年)。
- (67) 『寺門伝記補録』第十三「長吏高僧略伝卷上」、第十四「長吏高僧略伝卷下」、  
第十五「非職高僧略伝卷上」、第十六「非職高僧略伝卷下」(『大日本仏教全書』  
第一二七冊、仏書刊行会、一九一五年)。

- (68) 『国史大辞典』
- (69) 『三井統灯記』 卷第九 貞永元年（一二三三）五月十日条他、『統史愚抄』 文永十年（一二七三）十月十六日条。
- (70) 貴族の日記や『大史』により、十世紀から十三世紀までの導師は、園城寺僧を中心とする天台僧しか確認されなかった。
- (71) 註（57）前掲史料および『小右記』によると、園城寺僧以外の導師は延暦寺僧の義海（一例）、叡義（二例）、普門寺僧の文円（六例）が確認された。
- (72) 松本郁代氏「中宮御産と密教―『宝秘記』 尊星王法御修法をめぐって―」（阿部泰郎氏編『日本における宗教テクストの諸位相と統辞法―テクスト布置の解 釈学的研究と教育』第四回国際研究集会報告書『名古屋大学大学院文学研究科、二〇〇八年』、八六頁。
- (73) 『小右記』長和四年（一〇一五）閏六月十日条、治安元年（一〇二二）七月九日条。
- (74) 『密教大辞典』
- (75) 植野加代子氏「尊星王法と僧侶たち―十一世紀の三井寺を中心に―」（『秦氏と妙見信仰』岩田書院、二〇一〇年）、二七九頁。
- (76) 植野氏註（75）前掲書、二七六頁。
- (77) 『殿暦』嘉承元年（一一〇六）六月二十七日条。
- (78) 『永昌記』嘉承元年（一一〇六）七月五日条。
- (79) 『御産部類記』下 十六「綜子内親王」宝治元年（一二四七）九月五日条。
- (80) 『殿暦』天仁元年（一一〇八）三月十七日条。
- (81) 『小右記』治安三年（一〇三三）九月二十一日条。
- (82) 『小右記』治安三年（一〇三三）十二月二十三日条。

〔付記〕小稿執筆にあたり、ご指導いただいた藤井雅子先生に心より感謝申し上げます。

（史学専攻 修士課程一年）